



8月28日付
申2号

自区の行路を運用できない状態が 適正な要員体制と言えるのか！

ダイヤ改正における整理事項の遵守を求める緊急申し入れ

これまで新潟地本はダイヤ改正時等の交渉時に、研修や出張等が重なっていても休日勤務で対応することがないような要員配置を求めてきました。長期研修や海外体験プログラム等参加や育児介護制度を使用しても支障が無い要員数の策定を求めてきましたが、会社は一貫して「必要な要員は確保している」との回答をしてきました。

しかし、9月の勤務発表が行われると新潟運輸区の基本行路が、新津運輸区の臨時行路として運用される事態が発生しました。基本行路を基に要員算出していることから、自区の基本行路を他区に運用させる事態は適正な要員体制でないことと見ることが出来ます。これまで会社が主張してきたことと整合性が取れないことから、地本は新潟支社に緊急申し入れを提出しました。

■ 申2号 申し入れ項目 ■

- 9月20日施行の新津運輸区臨B2580行路は新潟運輸区B1212行路として運用すること。
- 回答は2019年9月4日までに行うこと。

東日本ユニオンに加入してより良い労働環境を実現しよう！